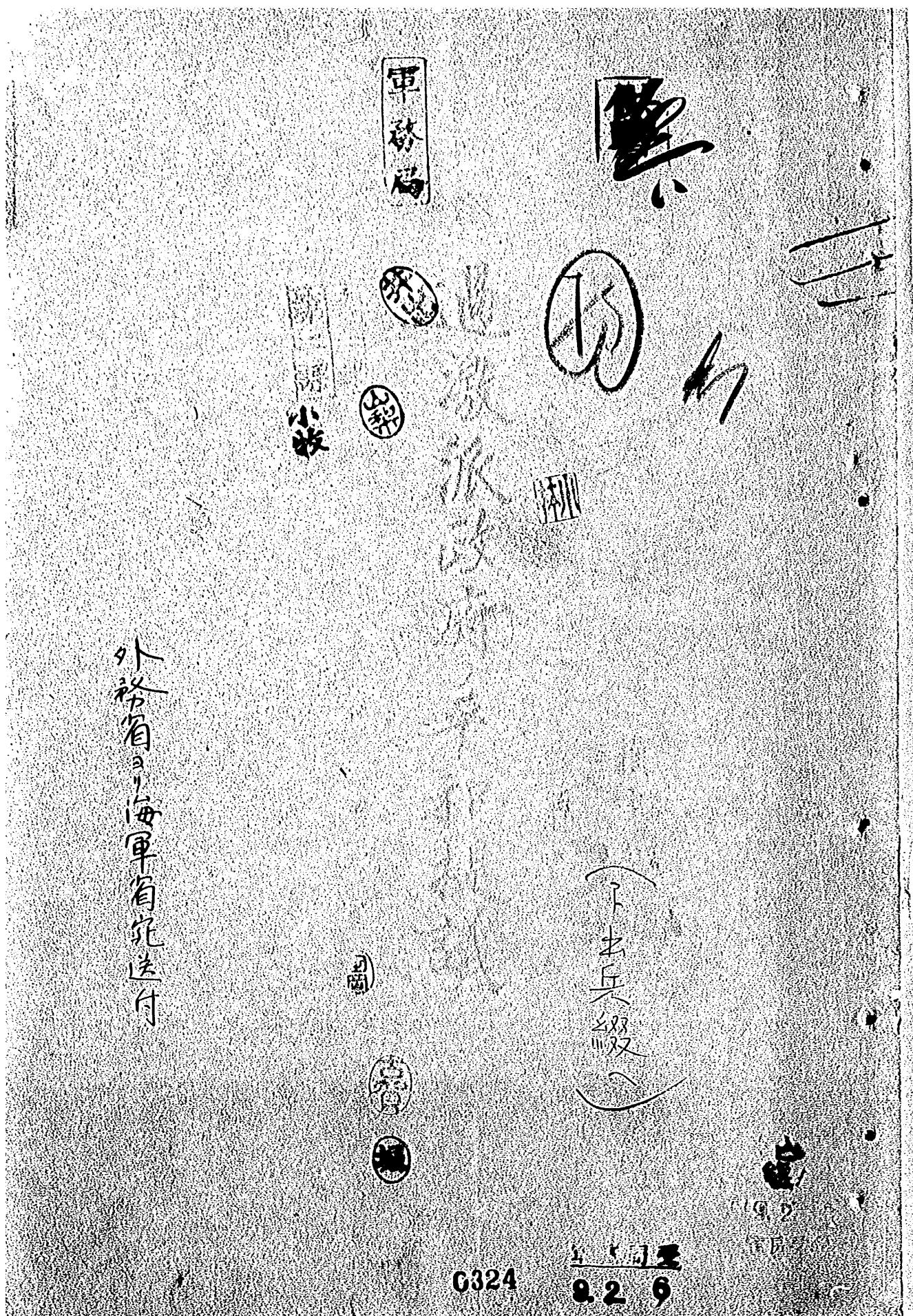


諸報告

0323



レポートノ平和提議

一千九百十九年十一月十四日倫敦イギリス所載

同盟諸國ニ對スル過激派政府ノ異聞正文

コレニニハ今年春コソリツトニ民ア經由シ後又代議士團大會ニ
ロシニ民ヲ爭フ經テ同盟諸國ニ對シ再度平和ヲ提議セリ「マロン」大佐
ノ手ヲ經タル提案ハ先週上照日「一デザリトモヘラル」紙之ヲ掲載シ
其内容鼓吹爾來ノ全文ヲ紹介ス

右南慶ノ建議ヲ比較研究スルニ唯僅ニ一箇ノ差異アルトミ最初ノ提議ニ
於テ過激派政府ハ同盟諸國若シ之ヲ諾セサルカラハ本提議無事少ノ變更
ヲ加ヘテ之ヲ中間諸國ニ移譲スルノ必要ナガランコトソ希望不肖が感
歎ツ誠ミントスルヤノノ如シ兩提議下モ時間上制限又附シ最近提議ニ
スル回答期限ハ之ヲ十一月十五日マテトセリ

前回ノ提議

同盟及聯合諸國ハ舊露西亞帝國及ヒ察蘭ノ領土各方面ニ於ケル敵艦行動ヲ
アヘ社ニニ據り停止シ（註三）タ條件ニ據リ、註二ニ述フル如ク申
立國ニ於テ會戰ノ開催スルマサ休戰條約成立後ハ新ニ敵對行動ヲ開始セ
サルコトヲ提議スル由ト

休戰期限ハ相互ノ同意ニ依リ延長ニサル限り二週間トシ休戰當事諸國ハ
此期限ヲ利用シテ舊露西亞帝國領土於テ軍隊ヲ移動又ハ軍事材料ノ
搬送ヲ行ハサルコトヲ約諾スルコト

會議ハ左記原則ヲ基礎トシ平和ヲ尊義スルコト但シ原則ノ改訂ヲ許サス
一 蘭潔西亞帝國及察蘭ノ領土ニ建設セラルがソ總テノ現事實上ノ諸政
府ハ會議ノ領土ノ轉換ニ同意セサル限り此等事實上ノ諸政府ノ文書スル

領主ノ住民方其ノ政府ノ變更ヲ自決スルマテハ休戰當時ニ前記諸政府力
現ニ占領スル土地ノ全支配權ヲ續テ掌據スルヨリ下露國過激派政府、惟ノ過
激派諸政府、舊露西亞帝國領土ニ建設セラルノ外此總チノ範ハ過激派政府、同盟及
聯合諸政府、及過激派諸政府反對シテ策動スル禁園、波蘭、カガリシ
アーヴ羅馬尼^{アーヴラメニア}、アゼルベイジヤン、及亞美洋ヲ包
括スル他ノ諸政府、本協約ニ調印シ舊露西亞帝國領土ニ建設セラレタ
ル現事實上ノ諸政府故佛ノ諸政府ヲ強力ニ依リ顧護セシムルノ企圖ヲ爲
サリルコト同憲スルコト、註四

二 經濟的封鎖ヲ解除シ過激派諸國ト同體及聯食諸國トノ間ノ通商關係
ヲ復興スルコト但シ同體及聯合諸國ヨリ輸入スル供給品ノ各階級ノ露國
民力均等ニ使用シ得ルコトヲ確保スルヲ條件トス

三 動盪露西亞帝國及芬蘭ニ屬セル總チノ鐵道ニ依ル

自由ナル通商權及舊露西亞帝國及芬蘭ニ屬シ其ノ領土、海洋間ノ貨客ノ輸送並乗下船隨揚等ニ必要ナル貿易港ノ使用権ヲ有スルコト
本條項ノ實施細則ハ會議ニ於テ決定スルコト

四 諸國過激派諸共和国市民ハ同盟及聯合諸國並舊露西亞帝國及芬蘭ノ領士ニ建設セラレタル總テノ國以入國海在及往來ノ自由ヲ有シ且總テノ安全ヲ享受スルノ權利ヲ有スルコト但シ此等諸國ノ内政ニ干涉スルコトナキタ條件トメ一註五

同盟及聯合諸國ノ國民及其ノ他ノ前記諸國ノ國民ハ露國過激派諸共和国ニ入國、滞在、往來及總テノ安全ヲ享受スル權利ヲ有スルコト但シ諸共和国ノ内政ニ干涉セサルコトツ條件トメ

同盟及聯合諸政府及舊露西亞帝國及芬蘭ノ領土ニ建設セラレタル其他ノ諸政府ハ露國過激派諸共和国ニ正式代表者ヲ派遣シ同代表者ヲシテ充

分ナル自由及特權ヲ享受セジムルノ権利ヲ有スルコト憲國過激派諸政府ハ總テノ同盟及聯合諸國及舊露西亞帝國及芬蘭ニ建設セラレタル非過激派諸國ヘ正式代表者ヲ派遣シ同代表者ヲシテ充分ナル自由及特權ヲ享受セシムルノ權利ヲ有スルコト

五、舊露西亞帝國及芬蘭ノ領土ニ建設セラレタル過激派諸政府及其ノ他ノ諸政府ハ總テノ政治的反抗者、政治犯罪人及政治的囚人ヲ一般的ニ敵人タルコト同盟及聯合諸政府ハ總テノ政治的反抗ヲ爲セル露國人、芬蘭人タル政治犯罪人或政治的囚人及右諸國人民ニシテ過激派諸國ヲ援助セルコト因リ告發求刑セラレタル者又ハセラントスル者ヲ一般的に赦免スルコト過激派諸政府ニ對抗スル軍隊ニ加リテ戰闘セルカ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リテ同軍隊ヲ援助シ及舊露西亞帝國及芬蘭ノ領土ニ建設セラレタル他ノ諸政府ニ反對セル總テノ露西亞人亦此ノ赦免ヲ受クヘキコト

露國ニ抑留セラレタル他諸國ノ俘虜ハ現在露國ニ居住スル此等諸國ノ國民同様送還ニ關シ充分ナル便宜ヲ與ヘラルヘキコト露國俘虜ニシテ諸外國ニ在ル者ハ其ノ何レノ國ニ在ルヲ問ハス在外露國將校下士卒及總チノ外國陸軍ニ勤務スル露國ノ將校下士卒並總チ他ノ露國民同様送還ニ關シ充分ナル便宜ヲ與ヘラルヘキコト

六 本協定ノ調印後同盟及聯合諸政府及露國ニ非サル他諸政府ノ總チノ軍隊ハ直ニ露國ヨリ撤退スルコト露西亞帝國ノ領土ニ建設セラレタル反過激派諸政府ニ與フル軍事的援助ハ之ヲ停止スルコト

舊露西亞帝國及芬蘭ノ領土ニ建設セラレタル過激派諸政府及反過激派諸政府ハ本協定ノ調印後直ニ同時且同一率ニ各其ノ軍隊ヲ復員シ平時編成ニ縮少スルコトニ着手スルコト會議ハ前記同時ニ行フヘキ復員及軍隊ノ撤退及反過激派諸政府ニ與フル軍事的援助停止ヲ監視シ且取締ルヘキ最有

效シテ且正常ナル方法ヲ決定スルコト

七 同盟及聯合諸政府ハ外國債ニ關スル露國過激派政府ノ二月四日ノ文書ニ於ケル陳述ヲ承認シ嘗然本協約ノ一部トシテ舊露西亞帝國及芬蘭ノ領土ニ建設セラレタル過激派諸政府及他諸政府之本協定當事者タル諸外國及右諸外國國民ニ對スル舊露西亞帝國ノ債務ヲ認ムコトヲ提議スルコト但露國財政ノ現狀ヲ斟酌スルコト

八 カザントニ於テ「テニツコロブロウク」人力押收シタル露國所屬ノ金若干回盟諸國力獨逸ヨリ奪取セル露國所屬ノ金ハ露國過激派諸政府内當然拂フヘキ債務ノ一部ト看做スヘキコト

露國過激派政府ハ一千九百零四年四月十日ヲ期限トシ前記提議ニ應スルコトヲ約定ス

九 フリードル氏ノ正式文書ノ一部トシテ別項ノ傳達ヲ求メテシタ

下に之ヲ擇絶セリ右別項ハ左記諸條件ヲ含メリ

過激派政府ハ佛國ヲシテ休戰條件ヲ承認セシムル總英米兩國力極力努力

ハキニ半官人半公式保障ヲ右兩國力與ヘンシトヨ體望ス

休戰日數ハ固既及驗金諸國力本提議ヲセル自ヨリ起算シ齡ダト

モ一週間タルノ半以下

過激派政府ハ中立團ニ於ケ會晤ヲ開催シ且無線電信又ハ莫斯科直

通電報ヲ其ノ管轄ニ委任セシムトヨ切望ス

會議ハ休戰ノ效力發生後一週間ヨリ起ルヲサル期限ニ於ケ開始セ

ラルノ半以下及過激派政府ハ休戰開始ヨリ第三回會議開催間ノ期限

成シ得ルヲ半ハ三日下入半日ヲ切望ス

四 同盟及聯合諸政府ハ事實上ノ獨逸國諸政府方強力ニ依リ事實上ノ

國政府ノ頭腦其企圖セサルノ約略又半下萬言

西領帝國ノ領土ニ建設セシタル事實上ノ諸政府ハ強力ニ依リ事實

上ノ獨逸國政府ノ頗體サ企圖セサル事トナ約諾スルコト

五 過激派政府ハ同盟及聯合諸政府方同政府ニ賦與セルト同様ナル權
利ヲ波蘭及總チノ中立國方過激派政府ニ賦與スル様注意スルコトサ
甚繫要ナリト思惟ス

「レーニン」ノ平和提議

一九一九年十一月十日倫敦「バイイムス」所載

労農政府ノ聯合諸國ニ對スル提議正文

新提議

同盟及聯合諸國政府ハ全關係當事諸國力通告ヲ受クルニ充分ナル餘裕アル日限ヲ定メテ「エストニア」、「ラトヴィア」、「リツニア」、及芬蘭等ヲ包擁スル舊露西亞帝國各方面ニ於テ敵對行動ヲ停止シ且日限以後中立國ニ於テ會議ヲ開催申ハ新ニ敵對行動ヲ開始セサルコトヲ提議スルコト但莫斯科ニ通スル無線電信及直通電信線ハ労農政府之レヲ管理スルコト

休戰期限ハ相互ノ同意ニ依リ延長セサル限り二週間タルヘキコト此期限中ハ休戰當事國ハ舊露西亞帝國領土内ニ軍隊ヲ移動シ又ハ軍需品ヲ輸送

セサルコトヲ督約スルヨ

會議ハ左記原則ニ基キテ行フヘタ同原則ハ同會議ニテ變更スヘカラサセコトトス

一、舊露西亞帝國領土内ニ建設セラシタル（エストニア）アーレ・ラウト等
アーリツアニア及芬蘭等ヲ包瀝スル現存事實上ノ諸政府ハ右會議力領土ノ變更ニ同意シタル場合ハ之ヲ別トシ諸政府領土内ノ住民方自ラ政府ノ異動ヲ決スル迄ハ休戰條約ノ效力發生時其ノ領有スル國七八支配權ヲ完全ニ繼續領有スルヨト
露國勞農政府及舊露西亞帝國領土ニ建設セラシタル餘ノ諸政府、及同盟及聯合諸國政府並勞農政府反對ノ諸政府ハ強力ヲ使用シア舊露西亞帝國領土内ニ建設セラレタル現實ノ諸政府及本協約ニ調印スル其ノ舊政府ノ顛覆セ企圖セサルヘ申シトヲ約諾スルコト

貿易ノ復興

同盟及聯合諸國ヨリノ輸入品ア均等ニ名階級ノ諸國民ヲシテ使用セシムル事トア確保スル條件ノ下ニ經濟封鎖ヲ解除シ華農政府下ノ華西蘭事同艦及聯營諸國トノ間ノ通商關係ヲ復興スルコト

三 華西蘭ノ華農政府ハ、主張トシテ、^{アーリヤニア}及芬蘭等ヲ包羅スル實質西蘭帝國ニ屬セル全鐵道及諸港ノ運輸權ヲ掌握スル

コト又本條文ノ施行細則ハ前記會議於之ヲ決定スル。

四 蘭西蘭等農共及國市民ハ同盟及聯合諸國並ニ正規軍ニアリツアーリヤニア及芬蘭等ヲ包羅スル舊華西蘭帝國領土ニ建設セラレタル諸國ニ貿易ニ出入シ且此等諸國ニ端在シ過度ノ政治分立
所蒙金ヲ享受スルノ權利ヲ有スルコト是シ前記諸國ノ内政ニ干與セザ

同盟及聯合諸國及其仲間記諸國ノ國民ハ勞農諸共和国ノ内政ニ干與セサ
ル限り自由ニ露西亚勞農民主共和国ニ出入シ居住シ通商シ及充分ナル安全
ヲ享受スルノ権利ヲ有スルコト

同上
西亞勞農諸國政府ハ派遣スルノ権利ヲ有シ右代表者ヲ露
特權ヲ享受スルノ権利ヲ有スルコト

西亞勞農諸國政府ハ正式ニ代表者ヲ露
特權ヲ享受スルノ権利ヲ有スルコト

一般的の敵免

五、勞農諸政府及舊屬西亞帝國領土ニ建設セラレタル爾餘ノ諸政府ハ尋
西亞人ニシテ政府ニ反抗者、政治犯罪人、及政治上ノ囚徒トナシル者
及勞農露西亞國ヲ援助セル由リ告發求刑セラシ又ハセラントスル
自國民ヲ一般の敵免スルコト

夙勞農政府軍ニ殺シテ戰鬪ニ從事シ若ハ反勞農政府軍ヲ援助シ及
ベトナムアーヴィー・ラトナムアーヴィ・リツアニア、及芬蘭等ヲ包囲スル
舊屬西亞領土ニ建設セラレタル他ノ諸政府ニ反抗セル總テノ露西亞人
モ亦右赦免ヲ享受スルコト

露西亞ニ抑留セラレタル露西亞人ニアラサル他諸國ノ俘虜モ現在露西
亞ニ居住スル右諸國民ト同様ニ邊境上有ユル便宜ヲ供與セラルヘキコ
ト

諸國保應ハ何レノ國ニ在ルヲ間ヘニ總テノ諸國人民在保國兵士及將
校並外國國事ニ勤務次ハ該國將校兵士ト同様に邊境上充分ナル便宜
ヲ供與シテルベシコト

六 本協約締印ノ直後同鼎及聯合諸國並諸國ニテラサム他諸國ノ全軍隊
ハ該種之撤退シ爾露西亞帝國領土ニ避難セラレタム諸政府ニ與ヘラル
軍事的援助ニ齊ニ停止サルニキト

勞農牧商及一工事ニ付テ之ヲ下拂アリツアセテ及貿易ヲ仰攜スル舊約
西蘭帝國領土ニ建設セラレバニ反勞農諸政府ハ本協約締印直後同時此
且同上人等ニ據リ各邦ノ陸軍ヲ平時ノ基準ニ仰リ総少スルコトニ着手
スル事

外國債承認

前記會議ハ前記ノ同時ニ行フヘキ軍隊ノ復員ヲ監視シ且取締ルヘキ最有效ニシテ又正當ナル方法及軍隊ノ撤退及反勞農諸政府ニ與フル軍事的援助停止ノ最有效且正當ナル方法ヲ案出スルコト

七 同盟及聯合諸國政府ハ露國勞豐政府ノ外國債ニ關スル二月四日ノ文書ノ陳述ヲ承認シ茲ニ本協約當然ノ要素トシテ芬蘭諸政府及「エストニア」「ラトヴィア」「リツニア」及芬蘭ヲ包擁スル舊露西亞帝

國領土ニ建設セラレタル管ノ諸政府力本協約當事者クル外國及個人タル同外國國民ニ對シ財政上義務ヲ負テコトヲ承認セムコトヲ提議スルヨリ前記各種債務償還ニ關スル委細ノ取締ハ露國ノ財政現狀ヲ顧慮シ前記會議ニ於テ決定スヘキコト

問 千九百十九年三月四日附芬蘭政府前記陳述書左ノ如シ

露國勞農政府ハ協商諸國ノ國家又ハ個人タル總チノ債權者ニ
對シ財政上ノ義務ヲ承認セサルヨトナキ事本件ヲ具體化スヘキ
細則ハ商譯總案ノ結果トシテ特殊協約ノ主題ダシシムルヲ要ス
一 所政上ノ窮迫ニ鑑ミ露國勞農政府ハ原料交換ヲ據麗ス右原料
交換法ハ前記ノ提議セサレヌレ協約中ニ之ヲ陳述スヘシ
三 外國資本家カ常ニ露國ノ天然資源ヲ開發セムニタル熱心ニ
之等國勞農政府ハ鐵山、森林其ノ他ノ租借ヲ一定條件ノ下ニ協
商諸國ハ許可セムト欲又右條件ハ勞農政府治下タ露國ノ財界及
社會的秩序カ前記租借ハ內部的支配ニ依リ獨創セシメタカルコ
トナカラムカ爲慎重周密ニ政策決定セサルハカラサルモノトス
四 露國勞農政府ハ利權與問題ニ關シ協商諸國ハ商議スヘシ
一月十五日卯ノ回答

八

麻國勞農政府ハ前編提議力一千九百十九年十一月十五日以前ニ爲サル

ルコトヲ條件トシ之ニ應スルヨトヲ約諾ス勞農政府ハ莫米兩國政府力

ハ無力佛國ヲシテ休戰條件ヲ遵守セシムルヨリノ半公式的保障ヲ與ヘム

トヲ願望ス

勞農政府ハ本提議ヲ一必要ナル改訂ヲ加エテ中歐諸國ニ致スル必要
ナガラムコトヲ希望ス

0342

供覽

軍務局

第三課
課長

あてに至極の如く及

外
R.P. 政

9.2.10
官房受領

軍務局受

9.2.10

0343

"Moscow, December 6, 1919.

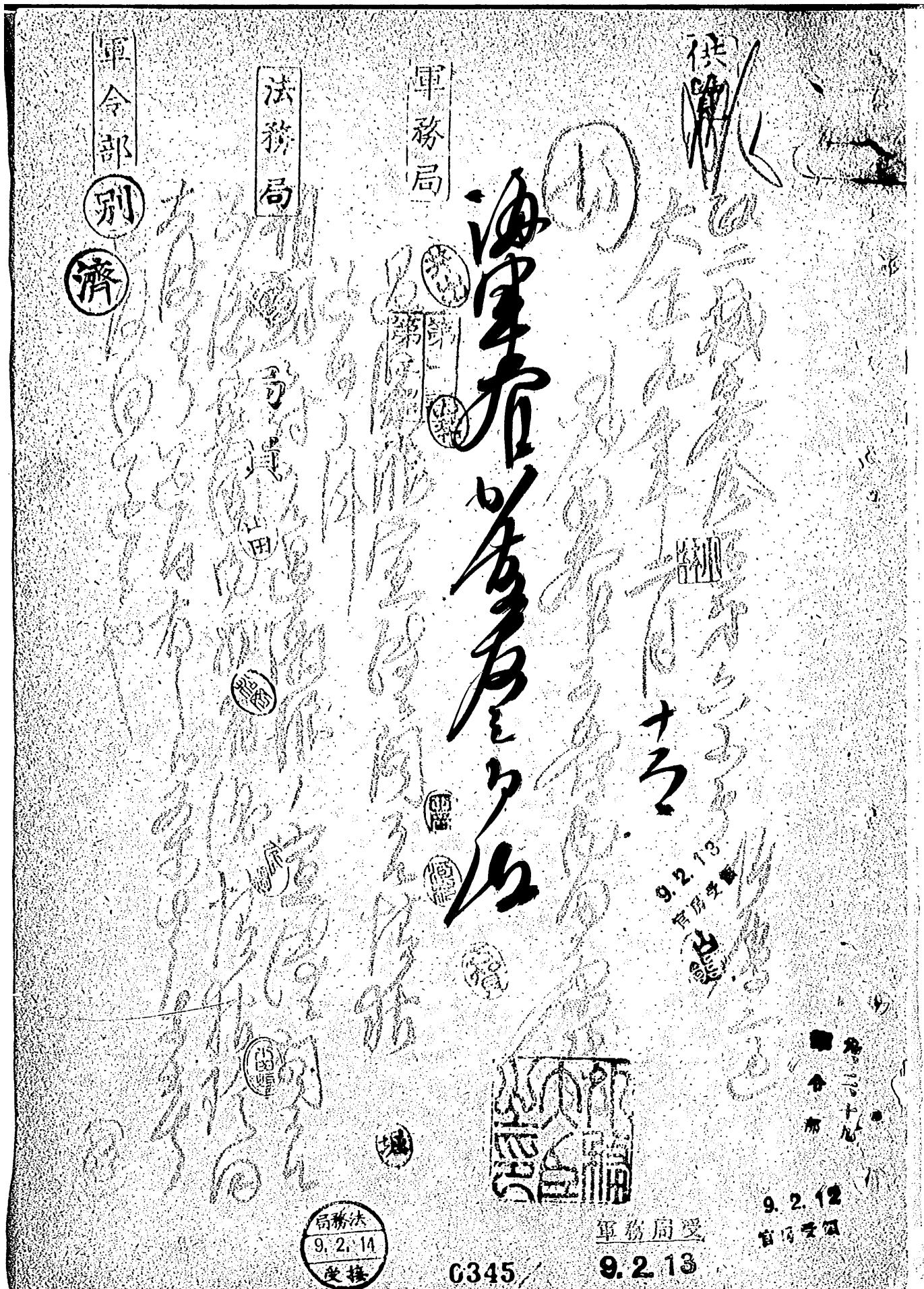
To the National Bureau, Tashkent:

This is to inform you that during the first half of December of this year a propaganda train for organization and instructive purposes will be despatched to TURKESTAN. The train will be called the 'Krasny Vostok' (The Red East). The train will be supplied with literature in Mussulman and Russian languages for cultural and educational work; also with ... a printing press with Mussulman and Russian type, a wireless installation, a bureau for complaints, a cinematograph and lecturers. In order that the Mussulman part of the train may be well supplied, it is necessary that there should be party comrades who would take part in propaganda work, who are well acquainted with the local dialects and the style of living of the population of TURKESTAN. There are no comrades of this kind here. We earnestly request that you will immediately send three of your best comrades to MOSCOW, guaranteeing that they will arrive here by December 20. This is the desire of the Central Committee of the Party. Inform us of their departure. The TURKESTAN delegation has already been made use of for the train.

ALIMOFF, Vice President of the Central
Bureau of the Committee of the East.

IBRAGIMOFF, President of the Delegation."

6344



国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

Copy.

17th day of December 1919.

"The Moscow "Krasny Nabat" (The Red Toosin)
"publishes the following appeal of the Council
"of people's Commissaries to the Revolutionary
"organisations and people of Korea:
"At the present moment the only quiet refuge,
"write the Bolsheviks, is Moscow. A National
"Korean Union has been formed in Soviet Russia
"for the purpose of calling forth a revolution in
"Korea and restoring the independence of that
"country". The Korean revolutionaries have
"entered the ranks of our army and formed
"regiments which are now marching to our assistance.
"The Korean workmen residing in Russia have joined
"the third International, which is a Federation
"of the workmen of the whole world for fighting
"their capitalist oppressors"
"Korea must rise like one man and enter into
"connection with the Workmen's and Peasants'
"Government. Then only we shall be able by a
"common effort to drive the Japanese out of
"Vladivostock and Korea. The hour of liberation
"is at hand. Koreans make one last effort!"

6346

Copy.

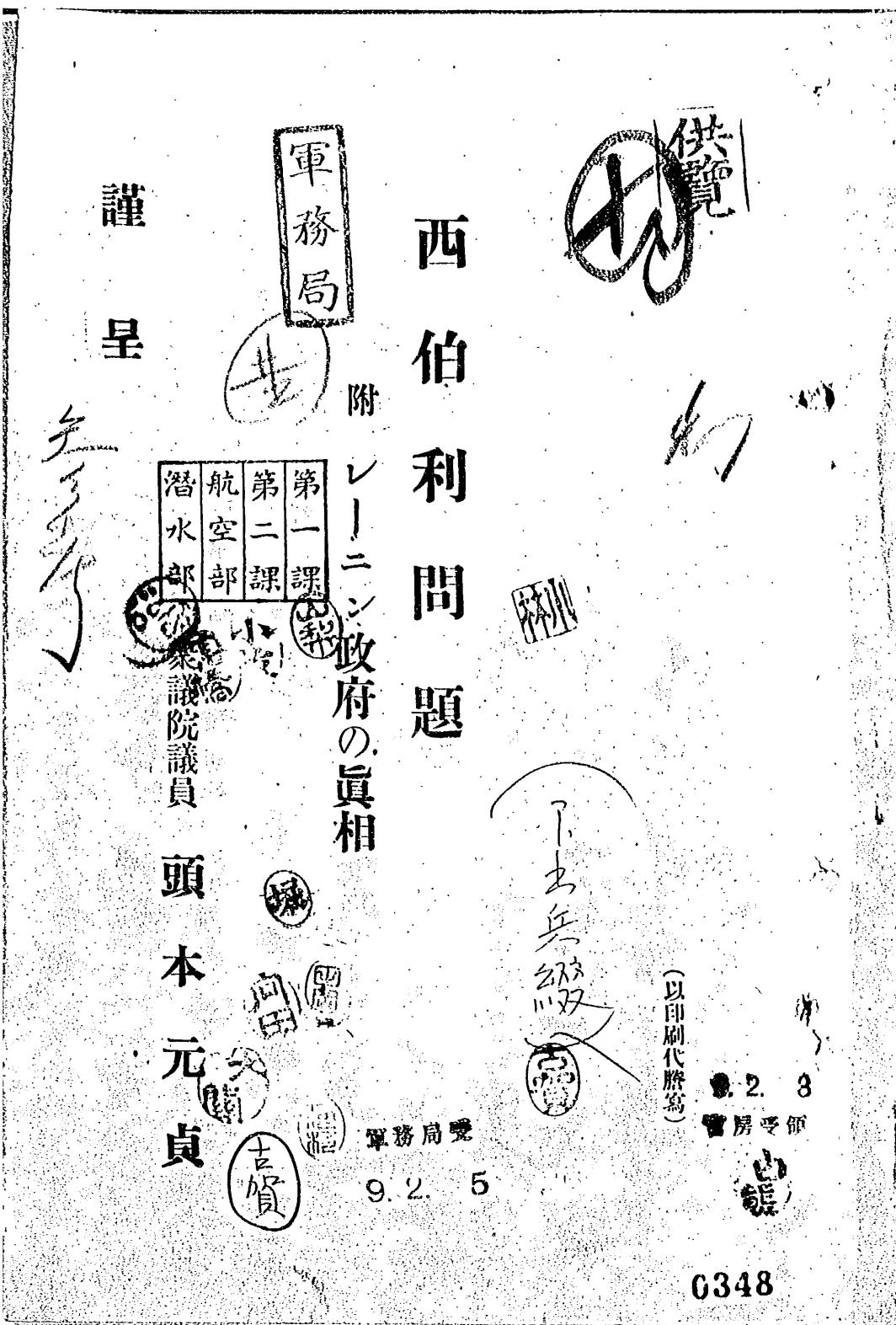
KOREA AND JAPAN

The following is a translation of the
message as intercepted:

MOSCOW, December 15th

The Koreans are waiting for an opportunity to start an open struggle for the independence of KOREA. A great many Japanese policemen and gendarmes have been sent to KOREA. Over 3,000 Koreans have been arrested. The Allies requested KOLCHAK to withdraw his troops from VLADIVOSTOK and to hand over the fortress to an Allied detachment. KOLCHAK, however, has protested against this demand".

6347



はしがき

余は一昨年十二月より昨年二月に至る間に於て、事を以て西伯利に往復すること二回に及び、又昨年四月より我派遣軍司令部弘報局長として浦潮に在任し、現に露國民に對して或は我出兵の趣意を説明し或は我國狀を紹介して以て彼我の間に親善なる諒解を成熟せしむることに微力を盡しつゝあるのである。然るに近來西伯利の政狀急轉直下の勢を以て大變化を來たし、今や我國は極めて重大なる危機に臨んで居る。此際最も慎重の注意を以て我對西伯利策を決定するにあらざれば、或は百年の禍根を遺すこととなるであらう。余は素より短才淺識なるが、此の問題に關しては多少の研究を爲し幾分自信を得るに至つた。是れ則ち茲に卑見を述べ、敢て大方識者の高批を求む所以である。

大正九年一月
浦潮寓居に於て
頭本元貞

西伯利問題

撤兵か増兵か

余は昨年七月政情視察の爲めラムスク市に出張せしが、恰もラムスク軍が烏拉爾戰線に於てレーニン軍の爲め大打撃を蒙り潰走又潰走の最中であつた。當時其の敗戦の眞因がラムスク政府惡政の結果西伯利の民心全く同政府を離れ、軍隊亦毫も戰意なきに在ることを認めた。故にコルチャク提督の全盤統一策は到底成功の目途なきのみならず、早晚西伯利に一大政變の生すべきを豫期して歸朝し、其の消息を基礎として卑見を昨年十月初旬國民新聞月曜論壇に於て二回に涉つて發表した。

其の後西伯利に於ける時局益々非にして、コルチャク軍は獨りラムスクを保つ能はざるのみならず、終に全く崩潰し盡し、今やコルチャク提督の所在さへ不明なるに至り、バイカル湖以西に於て過激軍に對抗し得る露國軍の編成全く絶望となつた。

此の場合に於て帝國の採るべき政策は

一、断然撤兵するか或はまた

二、大々的増兵を断行してバイカル湖以東の秩序維持に任ずるか
の二策に外ならぬ。其の何れを探るべきやは實に帝國百年禍福の岐るゝ所で、最も慎重の注意と周到の
考慮をする大問題である。

余は第一策を以て此際帝國の採るべき誰一の政策と確信するものである、其の理由は第二策の不利な
る所以を説明すれば自ら明瞭となるであらう。

第二策は快と云へば快であるが、能く虛心平氣に其の利害得失を攻究するに於ては、容易に其の國家
百年の禍を遺す所以であることを認め得ることと思ふ。

過激主義侵人の謬想

第二策を主張する論者は、其の重なる論據の一として曰く、「若く帝國にして此の際決然起てレーニン
政府の軍隊に大打撃を加ふるにあらざれば、過激主義は遂にバイカル以東に侵入し來り、滿蒙、支那、
朝鮮は勿論我内地まで其慘害を免るゝこと能はざるに至らん」と。是れ一應は尤もらしく聞ゆれども
實は何等根據なき謬論である。

先づ過激主義の害毒を恐れゝが爲めに増兵を必要とすとの説に付て一言せんに、假令百萬の兵を増遣

Same cure
theory ✓

しても、其の侵入を防ぐことは不可能であらう。全體過激主義に限らず何れの有害なる政治主義にも、其の傳播を防止する唯一の方策は唯國內に於て健全なる自由思想の發達を計り、且つ間断なく政治並に經濟狀態の改善に努力するに在る。語を換へて言へば思想は獨り思想を以てのみ矯正し得るもので、政權や武力を以て防廻し得べきものでない。

況んや各種情報の齎らす所に依れば、過激派政治は既に破壊の時代を経過し、今日は方に建設の時代に入り、多少見るべきの施設ありとのことである。世人の最も嫌忌する共産主義の如きは疾くに其の實行不可能を認め、現に私有財産主義を聲明實行しつゝありといふ。兎に角其の主義の如何は暫く措きレーニン政府の下に於て比較的能く秩序の保たれつゝあるは争ふ可からざる事實のやうである。然らば極東露領が假令レーニン政府の治下に歸するとも、帝國政府は之に對して反対する何等正當の理由は無いではないか。（附記參照）

若しレーニン政府の目的が武力を以て其の特種の主義主張を他國に強ゐんとするに在らば、武力を以て之に對抗するの必要もあらうが、斯の如き野心の存在は今日まで未だ何等の徵候もないではないか。然らば是れ亦増兵の理由として何等の價値もない。

見切りが肝要也

三

0352

或は又曰く、初めより出兵せざれば止む、然るに現に多數の兵を派遣して秩序維持に從事すること既に一年有半に垂んとし、其の間多大の貴重なる犠牲を拂ひ、僅に多少の利權を獲得したるに、今卒然として撤兵せば過去の努力と犠牲と收穫とは空しく水泡に歸せんと。此の論は多少の考慮を値するものたるを認める。併しながら是れ亦た増兵の理由としては極めて薄弱のものである。此の論は恰も馬鹿にして而も貪慾なる資本家が過つて見込なき事業に投資し、智慧のある他の株主が小早に見切りを付けて、其の所有株を投げ出し、其の事業より手を引くに至りても猶は覺醒せず、其の既に投じたる資金を捨つるに忍びず、更に獨力で其の事業を引受けようとするのと同じ事で、愚の極と云はねばならぬ。今より考へて見れば最初に米國と協定以外の出兵を爲したのが、抑もの間違であつたので、當に之が爲め米國政府に對して日本陸軍並に外交の信用を墜したるのみならず、終に今日の如く進むに進まらず、退くに退かれないやうな破目に陥つたのである。君子過まつて後むるに憚ること勿れとの教に従つて、帝國は此際思切つて正當の態度に立ち歸ること肝要である。

利權の擁護は民心を得るに在り

又利權保護云々の議論に就ては、如何程澤山の利權を得ても今日の如く地方住民の惡感を買ふては、利權の利用は覺束無いであらう。其の理由は後段に陳べる積りだが、我軍隊の行動する地方に於ては

露人の反感を買ふこと至る所皆然りといふ有様である。斯の如き状態の下に鑛山を開拓し山林を伐採することは、直接軍隊の護衛あらばいざ知らず、左もなくは到底不可能であらう。現に黒龍沿海兩州に於ける利源開発は全然不可能の状態ではないか。某實業家の語る所に依れば地方人民の日本に對する反感は漸次悪化して、日本人に使役せらるゝを嫌忌し、會ま生活難の爲め已むを得ず使役に應する者あるときは、直に世間の迫害を被るに至る有様であるとの事である。今日既に然りとせば此の上兵力を増して、セメノフ軍やカルムイコフ軍の如き、良民より蛇蝎視せらるゝ者と提携して大に活動するに於ては、露人の惡感は愈々其の骨髓に徹し、徒らに千萬の利權を獲るも何の益があらんと云ふ結果になるは明白である。

増兵論の眞目的

要するに増兵に對する名義論は多々あるならんが、實際増兵論者の胸中に藏する生きたる根本目的は、此の混亂状態を利用してバイカル以東に我勢力圏を築造せうと云ふのであらう。是は固より國家を思ふ誠心より出てたるものなるを以て、其の動機に對しては余も十分の敬意を拂ふものであるが、其の拙策なることに付ては一點の疑を有たない。

五

C354

う。若しバイカル以東に勢力圏を作ることが果して帝國自衛上是非必要であれば、列國の反対を排除しても、之を作るの決心を爲さねばならぬこと固より論は無い。然れども斯の如き勢力圏を作らざれば帝國の自衛は實際不可能であらうか。余は断じて左様のことは無いと思ふ。假りに斯の如き勢力圏を設くこと多大の利益ありとするも、之に必然伴ふところの不利益は極めて重且つ大なるが故に差引き不利益のみ残ることとなると思ふ。

露人の反感

列國の反対も度外視すべきでは無いが、是は暫く措て問はないとしても、バイカル以東に勢力圏を作らんとするときは、同地方に住する露人全體の深甚なる反感を受くることを覺悟せなければならぬ。現に今日既に日本軍隊に對する住民の感情は如何に眞面目に見ても決して良好なりと云ふことは出来ぬ。我軍が彼の所謂る過激派なるものを討伐したる地方の露人は、概して我軍に對して深甚の怨を懷いて居る。其の原因は多くあらんが、要するに我將校以下に於て露人に對する諒解を缺くと同時に、極めて拙劣なる通譯を使用し居るが爲めに、住民に對して其の良否の識別を誤り、終に無辜の者を罪するといふ事も稀有で無いようである。之より更に重要な原因は露國兵と共に討伐に從事することである。是は今日日本軍の立場よりして己むを得ざることであるかも知れないが、其の結果は甚だ寒心す

べきものがある。

全體日本軍が極東露領に於て多大の犠牲を拂つて各地に苦闘しつゝある所謂過激派なるものは、決して全部過激派ではなく、其の大部分はコルチャク政府の虐政に反抗するもの、并に俗に所謂る火事泥的草賊に過ぎないのである。現に去秋ザバイカル州に於て四週間我討伐軍に従軍したる佛國ルタン紙通信員グロンヂス氏は此事に就いて左の如く余に語つた。

「余の見聞する所に依ればザバイカル州に於ける所謂る過激派は三種の要素より成ると思ふ。第一は真正の過激派では少數である。第二は地方の土民即ちトンガース等の無賴漢である。第三は亡命コサツクである。亡命コサツクとはセメノフ將軍部下の軍隊の爲め掠奪強姦等の暴行を被り、憤怨の餘り過激派に投じたるものである。右三種の中真正の過激派は比較的穩健で、亡命コサツクは最も殘忍である。」云々。

日本軍は其の友軍(即ちセメノフ軍)の野蠻的亂行の尻拭ひを爲しつゝあるようなものだ。而して日本軍はセメノフ軍の犯す罪惡に對しても良民の怨恨を受けつゝあることは大に注意すべき事柄である」云々。

日本軍は今現に露國人より深き怨恨を受けて居るのであるが、若し此際バイカル以東に増兵して我勢力圏を作らんとする籌策を決行するに於ては、同地域内に於て騒亂に次ぐに騒亂を以

てし、而して之を討伐すること目も猶ほ足らざる有様となるであらう。其の結果は我軍に對する良民の怨恨をして深きが上に益々深からしむるに至ること毫も疑ふの餘地が無い。如何に形式丈は我勢力圏を作り得たりとするも、民心我に反するに於ては何の益かあらんだ。其れのみならず、極東に於ける露國民心反感の波動はバイカル以西に及び、遂に全露國に於ける一體露人の反感となることは明白である。斯る狀態の下に如何に多數の特種利權を獲得するとも、之を利用するの途なきは既に述べたる通りである。全體他國の民心を度外視し、否之を踏み付けて、徒らに領土并に勢力圏を擴張せんとする政策の、自殺的結果を生ずるものなることは、現に支那に於て苦き經驗を嘗めつゝあるではないか。然るに今復同一否更に大なる失敗を西伯利に繰返さんとするは愚の至りではないか。

勢力圏の價如何

假りに百歩を譲りて、假令全露の人民を悉く我敵となすも猶辭せずと觀念するにしても、バイカル以東に我勢力圏を築造する爲めに果して幾千の犠牲を要すべきかを考慮する必要がある。幾万の兵力を要すべきやは専門家に非られば的確なる豫定は出來ぬが、假りにレーニン軍は當分バイカル湖を越えて東進することなく、同湖を挟んで兩軍相對峙するものと假定しても、バイカルの東岸には相當優勢

なる兵力を集中し置くの必要あることは、専門家を俟たずして明白である。而のみならず、バイカル以東の各地に於て絶えず騒擾の起るべきを豫期せざるを得ない。且つ鐵道に對する妨害も今日の比であるまい。然らば如何に少く見積りても、今日の兵力の三倍即ち約十萬の兵を要するであらう。且又たバイカル以東に於て秩序維持の責任を引受ける以上は、政治の方面に於ても指導的地位に立たざるを得ない結果として、政費の大部分も負擔するの覺悟が無くては叶はぬ。此等の事情を綜合するときは、少くとも年六七億の出費を要することとなるは疑ひない。况んや他日全露國の兵力を引受けて戦はねばならぬ場合の生ずる危険あるに於ては、勢力圈築造策の如何に無謀にして如何に國家百年の禍根たるべきかは自ら明瞭である。

現状維持策の危険

然らば此際如何なる政策を取るべきやと云ふに、唯思ひ切つて撤兵するの外は無い。外間に表はれたる消息に依れば、有力者間には當分現状維持の姑息策を以つて當面の御茶を濁さんとする者もあるよう見えるが、是は最も危険の愚策であることを断言するに憚らぬ。現状維持といふ事は多くの場合無策の意味である。殊に今日の場合は無策程危険なことは無い。西伯利の状態は最早現状維持を容す餘地はないのである。此際若し現状維持の態度を探るに於ては其の結果は恐くレーニン政府軍と對峙若

しくは對戦するの己むなきに至るであらう。現に出先きの軍憲間には斯の如き結果を豫想して之に對する畫策を討究し、大にバイカル以東に於て經綸を行はんと期する者無きことを保證し得ないのである。是は現場に於ける軍憲として強ち批難すべきことではない。元來我陸軍は其の當然の職責以外の範圍にまで侵入して事を處する歴史あるが故に、今日派遣軍に於て將に來らんとする局面の變遷に對して文武の兩面に於て備ふる所あるは、其の立場よりして寧ろ當然の事であらう。唯此種畫策は兎角直に實行され易き性質を有するものである上に、本國政府に於て斷然撤兵の根本議を決せざるときは、刻々に變化する局面の必要に應する爲め、出先き軍憲に於て己むを得ず斷行する或種措置の結果、帝國陸軍の體面上損引きならざる破目に陥り、遂に大兵增派を決行せざるを得ざるの危險あること余の最も憂ふる所である。政府は果して斯の如き責任を引受けけるの覺悟であらう乎。賢明なる閣臣に斯の如き愚なる覺悟の無きことは余の固く信する所である。併しながら根本方針の決定を遷延するに於ては實際の結果は諸公の所期と相反するものあらんことを恐れて已まないのである。

余は閣臣の機宜を誤ることなきを信せんと欲する者ではあるが、萬遺算なからんことを切望するの餘り、茲に卑見を具して廣く大方識者の批判を仰ぐこと敢て無益でなからうと思ふ。殊に政府監督の地位に在る立法府各位に對して、本文一讀の榮を希望すること最も切實である。

附記

レーニン政府の真相

諸説紛々

露國レーニン政府の現状に關して世に傳へられる報道は區々にして、其の何れが果して正確なるや、殆んど判断に苦しむ次第である。併しながら同政府が既に二ヶ年以上繼續し、其の間列國の援助を有する多數の強敵と戦つて、脅に其の地位を保持するのみならず、將に是等の敵を屈服し盡さんとする事實に徴すれば、世間に傳ふるが如き暴虐無道の政府と速斷することは出來ない。

舊露國復興の宣傳

今まで廣く世に傳播されたる過激派暴政の報道は多くは倫敦、巴里、ストックホルム等の都市に於ける舊露國の官僚並に富豪等の組織せる宣傳局より發表したものである。近來に至り各國の有識者は此等宣傳的報道は多く故意に夸張若くは捏造したものであつたことを發見するに至つた。要するに此種の報道は列國をして舊露國の遺物たる少數の貴族並に官僚の利益の爲めに露國の内亂に干渉して

一一

0360

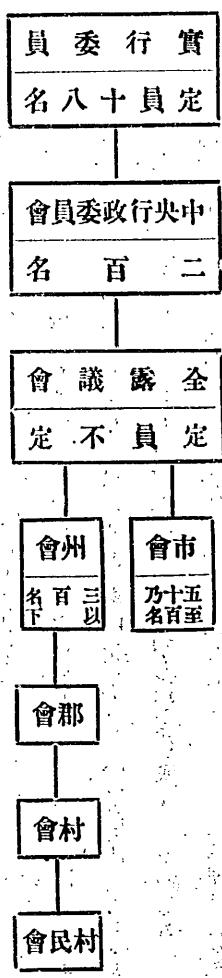
レーニン政府を顕揚せしむるの目的を以て作られたるものである。而して此の宣傳は聯合與國殊に英佛が露國に於ける自己の重大なる利益を保護せんとする熱心なる希望と相合して遂に列國をして武力干渉の愚舉を試むるに至らしめたのであるとは、頃日歐米有識者間に認めらるる説である。

余は一昨年末以來直接露國問題に關係を保つこととなりたる爲め、レーニン政府の現状並に其の主義方針等に付き多少参考となるべき材料を集め得たのである。今其の内比較的正確と信ずるものを見やう。

レーニン政府の組織

先づレーニン政府の政治組織を略記して而して後に其の主義並に施政方針等の現状に及ぶこととしやう。レーニン政府の組織に關して比較的詳細にして正確なりと信するは、昨年九月六日の紐育ネーション雑誌に掲載されたる「露國民とソヴヰエツト」と題する文である。其の筆者ゼローム、デヴヰス氏は大戰中三ヶ年間露國に於て米國基督教青年會の事業に從事し、レーニンが始めて政權を握つたときは、同會戰時事業部主任の地位に在りたる人で、其の記するところは皆親しく自ら觀察したる事實に屬するが故に、参考資料として極めて興味あるものである。

同氏の記する所に依れば、所謂過激派政府は大略左の表の如き組織であると云ふことだ。



右の表の如く村民會(村民全體の集會)は村會議員を選び、村會は郡會議員を選び、郡會は州會議員を選ぶと云ふ様に順次選舉する制度に成つて居る。故に人民が直接に選舉するのは市に於ては市會、郡部に於ては村會で其の他は皆順送りである。最上の實行委員が即ち内閣で現にレーニンが其の首席に在つて各般の國務を主宰して居るのである。

デヴ・ボス氏の觀察する所に依れば、選舉は大體に於て公平に行はれるが、過激派以外には棄權者多き爲め自然同派の人士が多數に選出される結果となるのである。全露議會に於ける黨派別は現今の狀態は分明せざれどもデヴ・ボス氏が在露當時其の親しく傍聴したる第四臨時議會(大正七年)に於ては左の通りであつたと云つて居る。

一、過激派

二、社會革命左黨

七三二

二三八

三、無政府黨	一四
四、統一黨	二四
五、國際社會民主黨	一六
六、ウクライナ社會民主黨	三
七、政派に無關係者	一八
八、社會革命中央黨	一五
九、社會革命マキシマリスト	二四
計	一〇八四

總數一〇八四の内過激派に屬せざるものは僅に三五二で、少數には相違なけれども、各派共多少の代表者を選出し得たことは注目すべき事實である。

デ・ゲルス氏は其の論文の末段に於て左の如く記述して居る。

「要するに過激派は單に一の政派たるに過ぎないが、議會^{ブガエント}、村會より全露議會に至るまでを總稱して)は政體を組織するものなることを忘れてはならぬ。余は元來過激派に極力反對するものであるが、爾來議會制度に付て詳細に研究するに及び、其の實際露國人民を代表するものなることを確信するに至つた。其後獨逸大使虐殺され、社會革命左黨員の投獄せらるるに及んで、國民の多數は或は過激派

に反対するに至たことと信するが、輓近再び世間の人氣を回復し得たるやも知れず。其は兎に角余の親しく實驗するところに據れば、アイザク・ドン、レヴィ・ボンが、過激派米國を出發するや、過激派に對して深甚の反感を懷けるに拘はらず、今やモスコウ市より下の如き電報を發したこと毫も不思議とせざるものである。該電報に曰く、「近世露國に於て議會制度の如く權威を有する政體の存在した例はない。苟も露國に在て實地を觀察する者は、假令盲目者と雖も國民の大多數が議會政治を賛成することを認め得るであらう」と。

上述のデヴィ・ボン並にレヴィ・ボン兩氏の觀察が果して如何なる程度まで事實と合するやは素より余の判知するところではないが、其のレーニン政府の爲め故意に有利の宣傳を爲すものと視るの理由は少しもない。

過激主義とは何ぞや

過激主義とは何であるかを語る前に其の字義に付て一言せんに、ボルシエヴィズムは露語にて多數又は過半數と云ふ語より出でたるもので、過激と云ふ意義ではない。嘗て伯耳義・ラツセルス市で露國社會民主派の集會を催したとき其の主義の實行方法に就て、一派は暴力を用ふべじと云ひ、他の二派は暴力を用ふ可らずと主張せしが、投票の結果、暴力使用論者多數を占めたる爲め、爾來此派を多數

派即ちボルシェヴィキと稱し之に反対の派をメンシニズミキ即ち少數派と稱するに至つたのである。其の主義は一言にして云へば、土地、產業並に商業を社會の共有とし、此の主義を實行する爲めに暴力を以て強制するも可なりと云ふに在るのである。レーニン政府は其の主張通り此主義を暴力を以て實行したのである。即ち土地は地主より奪つて之を小作人に分配し、製造所は強制的に沒收して労働者をして之を經營せしめ、又各種の商業も自由經營を禁して國有としたのである。

共産主義を放棄す

然るに近來各方面よりの報道に依れば、レーニン政府は其後共産主義の實行不可能なるを認め、既に此主義を實際に於て放棄した様である。先づ土地に就て云はんに、小作人は最初土地分配を受けたるときは、レーニン政府を謳歌したれども既に土地を其の手中に入れたる上は、之を他人と共有することは人情之を好まさるに至り、強て共有主義に従はしめんとすればピーニン政府に反対せんとするの形勢なるが爲め、同政府に於ても終に土地私有權を承認せざるを得ざるに至つたとの事である。

英國新大使の直話

此の事に付き昨年七月ラムスク市へ出張の節同地駐在英國外交代表者サト、チャーチルス、エリワット氏（其後東京駐劄英國大使に任命されたる人）より余が親しく聞きたる話に依れば、氏は昨年春夏の交レーヌン政府がウラル地方に於て撒布したる宣傳的文書を一見したるに、其内には二個の重要な事項に就て巧にレーヌン政府の主義方針を説明辯護してあつたとのことである。其の事項の一は即ち土地所有権問題で、此の問題に付ては、レーヌン政府は決して土地の私有権を否認するものではなく、絶対に之を承認するものであるが、唯莫大の土地を占有して之を公共の爲めに利用せざる者に對してのみ嚴重なる干渉を施すのであると力説せりとのことである。他の事項は宗教問題で、此の問題に關して、前記宣傳文書に記する所に依れば、レーヌン政府が宗教を否定すとの説は全然無根であつて、同政府は常に宗教に反対せざるのみならず、宗教が人類社會的一大要素であることを認め、之を保護獎勵せんとするものであるが、唯宗教の美名の下に巨大の財産を集めて、公共の利益を無視する者に對しては制裁を加へざるを得ざるのみと辯明して居たとのことである。

フーバー氏の證言

レーヌン政府が土地の私有権を認めたと云ふことは、久しく歐洲に於て經濟援助の事業を管理し居たる彼の有名なる米国人フーバー氏（近來大統領候補に擁せられて居る人）も證言して居る。氏が昨年秋

紐育市に於て爲せる報告演説中に斷言せる所に依れば、レーニン政府は單に土地の共有主義を放棄したるのみならず、産業に於ても勞銀均一主義を廢し、莫大なる給料を以て産業經營者を招致し、又職工にも其の能力に應じて勞銀の高下を定むることとなつた。加之個人の貯蓄を獎勵せんが爲め國立貯蓄銀行を設立したと云ふことである。

又昨年秋露國に五週間滯在したる諸威の法律家ブンテルウラルド及びスタンダの二氏も工業の回復しつゝあることを報告して居る。其の言ふ所に依れば、工業は革命以前より却て盛なる有様で、同盟罷工の如きは法律を以て禁止し犯す者は嚴罰に處すと述べて居る。

レーニン政府が漸次共産主義を放棄するに至つたことに付ては右の外多數の證言者があるが、其中最も有力なるは露國に於ける過激主義の機關新聞である。則ち倫敦モーニング、ボースト新聞（保守主義）通信員の報道に依ればペトログラード市の新聞はレーニンを以て過激主義を裏切れる謀叛人なりとして之を攻撃して居るとの事である。

バリツト氏の報告

レーニン政府治下の露國の實情に付き最も注目の價値ある参考資料は昨年春在巴里の米國外務大臣ランシング氏並にハウ大佐の内命に依りモスクワ市に出張し親しくレーニン其他の人々と講和の下相

談を爲して歸佛したる米國講和委員隨員ウヰリヤム・シー、パリット氏の報告書である。頃日米國新聞に發表したる所に依ればパリット氏は其の報告の末段に於て、其の觀想を左の如く總括して居る。

「露國に於ける革命の破壊時代は既に過ぎ去り今や政府は其の全力を建設事業に傾注しつゝある。又脅威の時代も既に過ぎ去つた。従つて反動革命を防歰する爲めに設置したる非常裁判委員は其の實權を取上げられ、單に嫌疑者を捕へて普通の裁判所に送付するの機關に變化した。死刑は極めて稀にして、秩序は能く維持され、市中安全となりて、銃聲を耳にせざるに至つた。盜賊は稀で、賣春婦は街上に其の影を絶ち、而して家庭生活に至つては、革命の爲め何等の變更を被らなかつたのである。蓋し婦人國有の説は少しの根據もないのである。劇場、寄席等平時の如くに繁昌して居る。又全國に於て數千の學校を増設した。要するに教育に付て、過激政府は一年有半の短日月の間に於て、帝政時代の政府が五十年間に爲したより更に多大の貢獻を爲した。」

秩序の恢復

レーニン政府の下に秩序の恢復されたことは殆んど疑を容る餘地はないやうである。目下浦潮法律學校に於て法理哲學の教授を爲しつゝある某露國人が余に話したる所に依れば、氏は昨年夏頃まで暫く歐露ベルム市の過激政府大學に於て教鞭を執て居たのであるが、同市に於ける秩序は能く維持され

身體並に財産に對し何等危險を感じざりしも、同大學の總長は無教育の人物であつて、徒に教授上の干涉を試みる爲め其繁に堪へず、終に東洋に逃げ來たのであると云つて居つた。又先日レーニン軍がラムスク府を占領して後一週間を経て絶東に來りたる「露人の談」に依れば、同市に於てもレーニン軍は能く秩序を保ち、市民は生命財産に對し何等の不安を感じないとのことである。同市民の最も案外に感じたるはレーニン軍の兵卒が街上に於て其の將校に對して嚴重に敬禮を爲すことであると云ふ。又更に興味ある話がある。レーニン軍はラムスク市に於て數百名の將校を捕獲した、處が軍の司令官は彼等を其の面前に呼出し「諸君は長年月の間戰爭に從事したれば嘔波勞し居らること」と思ふに依て、今日三ヶ月分の俸給を支給する。就ては之にて充分休養を爲したる上我軍に奉職するや否を決心されたし。若し我軍に従ふを好まざる人は強て従ふを要せず、諸君の進退は諸君自由に之を決せよ」と申渡したりとの事である。此話は英國司令官ノックス少將より余が浦潮に於て聞きたるもので、同少將は之を露人より聞けりとの事であつた。

要するにレーニン政府が今や既に建設時代に移りて著々として其地位を固めつゝあることは最早疑ふの餘地はないと思ふ。兎に角以上略述したる事實は其の出所の確實なる點に於て大に注目の價値あること言ふまでもない。